

渇水対策関係省庁会議幹事会の開催結果

1. 日時 平成17年8月29日（月） 16:00から

2. 場所 内閣府本府5階特別会議室

3. 渇水の状況

今年は春先からの西日本を中心とした少雨のため、6月末までは平成6年の渇水を上回るペースでの渇水が進行した。その後、7月上旬の降雨で中国地方、九州地方では渇水が緩和し、さらに、先週の台風11号による降雨により一部水系での取水制限は解除されたものの、現状でも6水系で取水制限が実施され、2県19市町で給水制限が実施されている。

特に、四国の早明浦ダムでは8月19日に発電専用容量を除く利水容量がゼロになる事態が生じ、その後の降雨によりこの状況は脱却しているものの、台風11号によるまとまった降雨がなく、貯水率は4.6%（8月29日0時現在）で、厳しい状況が続いている。

4. 体制の整備

(1) 渇水に関係する省庁で構成する下記会議の開催

渇水対策担当者会議（担当者レベル） 6月29日に開催

渇水対策関係省庁会議（局長レベル） 8月12日に開催

渇水対策関係省庁会議幹事会（課長レベル） 8月18日に開催

(2) 関係省庁での体制の整備

国土交通省 6月3日に国土交通省河川局渇水対策本部を設置

農林水産省 6月29日に農村振興局「農業用水緊急節水対策本部」を設置

5. 会議の概要

(1) 四国を中心に厳しい状況にある渇水問題に対応するため、8月18日に「渇水対策関係省庁会議幹事会」を開催したところであるが、その後の降雨による早明浦ダム貯水率の回復は十分でなく、9月1日頃には再び利水容量がゼロになる見通しである。このため、渇水対策関係省庁会議幹事会を開催し、渇水情報の収集・交換及び意見交換を行った。

(2) 四国の吉野川では、早明浦ダムで8月19日に発電専用容量を除く利水容量がゼロになる厳しい渇水になった。このような厳しい渇水に対処するため、これまでに関係機関において実施した主な対策は以下の通り。

① 水源・用水の確保として

- ・ 早明浦ダムの発電用水の水道用水への融通（吉野川水系水利用協議会での決定に基づき実施（8月19日20時～20日20時））
- ・ 工業用水専用ダムからの水道用水への融通（府中ダム（工水専用））
- ・ 農業用井戸等からの水道用水への融通（高松市等）
- ・ 家庭用井戸（水質検査後、飲用等に使用）、雑用水用井戸の活用（高松市等）
- ・ 緊急避難的に河川維持流量のうち自然環境等への影響のない範囲での緊急取水を認めることとした（四国地方整備局）

② 給水支援として

- ・ 取水障害の解消のためのポンプ等の貸し出し（農林水産省及び中国四国農政局）
- ・ 散水車を配水車に転用して利用するための準備（消毒）（四国地方整備局）
- ・ 隣接する町からの分水（豊中町から仁尾町、高瀬町への分水）
- ・ 他町からの給水タンクによる水運搬（豊中町から詫間町へ）

③ 節水対策として

- ・ 企業への回収率向上等、一層の節水の呼びかけ（関係県の工業用水事業者）
- ・ 懸垂幕、電光掲示板、ポスターにより節水の呼びかけ（関係自治体、四国地方整備局等）
- ・ 広報車、有線放送、ケーブルTV、広報誌での節水呼びかけ（関係自治体、四国地方整備局等）
- ・ 大口使用者への節水依頼（関係自治体）
- ・ 公営プール、学校プール、公営浴場の休止（関係自治体）
- ・ ガソリンスタンドの洗車自粛要請（関係自治体）
- ・ 樹木の散水や水洗トイレ用水への下水処理水の提供（香川県）

④ その他

- ・ 「少雨、高温に対する農作物の技術指導について」の通知による適切な管理の指導（農林水産省及び中国四国農政局）
- ・ 高松地方气象台をはじめ各地方气象台から、降水の実況経過と今後の見通しについて適宜情報を発表（気象庁、地方气象台）
- ・ 「渇水時における公共用水域の水質汚濁等の監視の徹底について」の通知による地方公共団体が行う水質汚濁等の監視の徹底（環境省）

(3) 四国の吉野川では、このまま雨が降らなければ9月1日頃に早明浦ダムの利水容量が再びゼロになる見込みである。また、当面まとまった降雨は期待できず、より厳しい状況になるため、関係機関において上記に加えて今後状況に応じて実施することとしている主な対策は以下の通り。

① 水源・用水の確保として

- ・ 早明浦ダムの発電用水の水道用水への融通（早明浦ダムの利水容量がゼロになった時点で着手）
- ・ 緊急避難的に河川維持流量のうち自然環境等への影響のない範囲での緊急取水を認める（早明浦ダムの利水容量がゼロになった時点で着手）
- ・

② 給水支援として

- ・ 中国四国地方の水道事業者による給水車等の資機材及び人員の派遣について、香川県内の水道事業者からの要請があれば迅速に対応
- ・ 自衛隊による給水活動について、必要があれば検討し、知事の要請があれば迅速に対応

(4) 今後とも、さらに密接に情報交換を行うとともに、渇水対策関係省庁会議を適宜開催し、対応について万全を期することで合意した。